

# 高田浄水場再整備事業

実施方針

【変更版】

令和3年6月

小田原市上下水道局

## 【実施方針】

### 目 次

1	目的	1
2	本事業の概要	1
3	業務内容	3
4	対象施設	6
5	応募者の構成及び事業スキーム	13
6	応募者の備えるべき応募資格	15
7	事業者の募集及び選定の手順及び日程	21
8	プロポーザル応募に関する留意事項	21
9	事業者の選定方法	23
10	契約に関する事項	24
11	1 契約の枠組み	25
12	2 対価の支払い	26
13	3 本市と事業者の責任分担	27
14	4 事業実施水準の確保	32
15	5 実施方針に関する質問の受付等	33
16	6 その他	35

### 【別紙】

- 別紙 1 対象施設位置図
- 別紙 2 事業用地測量図
- 別紙 3 地質調査資料
- 別紙 4 現況の水位高低図
- 別紙 5 高田浄水場事業範囲図

## 1 目的

高田浄水場再整備事業実施方針（以下、「実施方針」という。）は、小田原市上下水道局（以下、「本市」という。）が「高田浄水場再整備事業」（以下、「本事業」という。）を DBO（Design Build Operate）方式により実施するにあたって、本事業の概要を説明するとともに、本事業に係る事業者の募集及び選定に関する手順や考え方等を明らかにすることを目的とする。

## 2 本事業の概要

### 1) 事業の目的

高田浄水場再整備事業は、耐震化の早期実現、将来の水需要に対応した施設規模の適正化を目的として、浄水場の大規模な更新を実施するものである。更新後の浄水処理方式は、長期的な視点から整備費の抑制と維持管理費の削減が見込まれ、将来水量の変化等に柔軟に対応が可能である膜ろ過方式を採用する。

また、高田浄水場を含む本市の管理する浄水場や配水池等の場外施設の維持管理業務を一体的に委託することで、民間事業者の創意工夫が最大限に発揮されることを期待している。

### 2) 事業者を求める役割

本事業は、浄水場の再整備において、既存の急速ろ過方式を稼働しながら同一敷地内で膜ろ過方式への切り替えを行う必要がある。このため、事業者に対しては、以下に示す本事業の特殊性に留意しつつ、幅広い技術の活用や創意工夫の発揮により、効率的かつ安全な工事の実施と、水道サービス向上に資する安定的な事業の実施を求めるものである。

- ① 再整備工事は、限られた敷地の中で既存施設の撤去と新施設の建設を順次行うものであり、施工難易度が高い。
- ② 既存施設を稼働させながら新たな浄水処理方式に変更するため、新・旧の浄水処理方法に対応した工事計画、運転計画が必要となる。また、土木、建築、機械、電気、維持管理等の工種間調整や工程管理が複雑となる。
- ③ 上記①及び②により工事期間は試運転や運転切替を含め長期である。

### 3) 事業内容

#### ア) 事業名称

高田浄水場再整備事業

#### イ) 対象施設

##### ① 高田浄水場

神奈川県小田原市高田 401

##### ② 場外施設

小田原市内水道施設（表 7 参照）

※位置図は別紙 1 に示す。高田浄水場の測量図及び地質調査資料はそれぞれ別紙 2、3 に示す。また、水位高低図は別紙 4 に示す。

ウ) 事業方式

『設計・施工・運転維持管理一括発注方式 (DBO 方式)』

エ) 対象業務

- ① 調査設計業務
- ② 建設工事業務
- ③ 運転維持管理業務

オ) 事業主体

小田原市水道事業 小田原市長 守屋 輝彦

4) 事業期間

事業期間は以下のとおり予定している。

ア) 設計建設期間 令和 12 年 3 月 31 日まで<sup>※1</sup>

イ) 運転維持管理期間 令和 5 年 4 月 1 日から令和 30 年 3 月 31 日まで<sup>※2</sup>

(ただし、令和 5 年 3 月 31 日までに運転維持管理業務を適切に実施するための準備が完了していること)

※1 膜ろ過方式による浄水施設は、令和 10 年 3 月末までに完了させること。

※2 令和 5 年 4 月以降は、現在の急速ろ過方式の高田浄水場の運転維持管理を現行の委託業者から引き継ぐ。

5) 事業者選定方式

公募型プロポーザル方式

6) 事業スケジュール

事業のスケジュールは以下のとおり予定している。なお、設計建設期間の完了時期は事業者提案により早めることができる。

ア) 基本協定の締結 令和 4 年 4 月

イ) 基本契約の締結 令和 4 年 6 月

ウ) 設計建設業務請負契約の締結 令和 4 年 6 月

エ) 運転維持管理業務委託契約の締結 令和 4 年 6 月

オ) 設計建設期間 契約締結日から令和 12 年 3 月

カ) 運転維持管理期間<sup>※1、2</sup> 令和 5 年 4 月 1 日から令和 30 年 3 月

※1 令和 5 年 3 月 31 日までに、運転維持管理業務を適切に実施するための準備が完了しているものとする。

- ※2 令和5年4月1日から膜ろ過方式による浄水施設稼働前までの期間は既存の高田浄水場を対象とし、膜ろ過方式による浄水施設稼働後から令和30年3月31日までの期間は再整備後の高田浄水場を対象とする。

### 3 業務内容

#### 1) 設計建設業務

区分	業務	内容	
調査設計業務	調査業務	測量調査	設計・施工に必要な部分の測量調査を行う。
		地質調査	設計・施工に必要な部分の地質調査を行う。
		埋設物調査	既存資料及び現地調査に基づき埋設物調査を行うとともに、必要に応じて試掘等の調査を行う。
		アスベスト調査	継続利用施設のうち事業者提案等により改修する範囲及び撤去対象施設について、既存資料及び現地調査に基づきアスベスト調査を行う。
	設計業務	基本設計	提案内容や調査業務の結果に基づき、基本設計を行う。
		詳細設計	調査業務の結果や基本設計に基づき、詳細設計を行う。また、詳細設計図書の作成を行う。
		設計に伴う各種申請等業務	各種申請等の手続に必要な関係機関との協議、書類作成等を行い、申請して許可を受けるとともに、本市が申請する事項に関して、申請等に係る発注者の支援を行う。
建設工事業務	工事業務	各種工事及び工事現場管理業務を行う。	
	工事に伴う各種許認可等の申請業務	各種許認可等の手続きに必要な関係機関との協議、書類作成等を行い、申請して許可を受ける。	
	各種調査業務	建設工事に伴う、電波障害調査、周辺環境調査、生活環境影響調査等について事前及び事後調査を行う。	
	補助金申請書等作成補助業務	補助金の申請に必要な申請書類及び報告書類等の作成に係る発注者の支援を行う。また、本市が会計検査を受検する際に、資料作成等の支援を行う。	

#### 2) 運転維持管理業務（第1期：令和5年4月から膜ろ過方式による浄水施設稼働前まで）

##### ア) 委託範囲

既設高田浄水場

場外施設（表7 参照）

##### イ) 委託方式

法定外委託

ウ) 業務項目

業務項目は以下のとおりである。なお、場外施設のうち、小峰・片浦配水系統施設については、①、③、⑨及び⑩の業務を対象とする。詳細についてはプロポーザルの告示時に明らかにする。

- ① 運転管理業務
- ② 保守点検業務
- ③ 水質管理業務
- ④ 消耗品調達管理業務
- ⑤ 発生土管理及び処分業務
- ⑥ 見学者対応業務
- ⑦ 植栽管理及び清掃業務
- ⑧ 池等清掃業務
- ⑨ 保安業務
- ⑩ 災害、事故及び緊急時対応業務

3) 運転維持管理業務（第2期：膜ろ過方式による浄水施設稼働後から令和30年3月まで）

ア) 委託範囲

高田浄水場

場外施設（表7 参照）

イ) 委託方式

第三者委託：高田浄水場

法定外委託：場外施設

ウ) 業務項目

業務項目は以下のとおりである。なお、場外施設のうち、片浦配水系統施設については、①、③、⑭、⑮及び⑯の業務を対象とする。詳細についてはプロポーザルの告示時に明らかにする。

- ① 運転管理業務
- ② 保守点検業務
- ③ 水質管理業務
- ④ 修繕業務
- ⑤ 膜交換及び膜薬品洗浄業務
- ⑥ 消耗品調達管理業務
- ⑦ 薬品調達管理業務
- ⑧ 電力調達管理業務
- ⑨ 熱水燃料等の調達管理業務
- ⑩ 発生土管理及び処分業務

- ⑪ 見学者対応業務
- ⑫ 植栽管理及び清掃業務
- ⑬ 池等清掃業務
- ⑭ 保安業務
- ⑮ 災害、事故及び緊急時対応業務
- ⑯ 事業終了時の引継ぎ業務

エ) 片浦地区の対象業務範囲の変更について

片浦地区の対象業務については、本市及び事業者との協議に基づき、業務期間中に業務範囲を変更する可能性があり、その場合は契約変更の対象とする。なお、業務範囲の変更に関する協議は、事業者が業務範囲の変更に対応するための十分な期間を考慮して実施する。

4) 管路維持管理範囲について

第2期における高田浄水場内の管路は維持管理対象とし、高田浄水場外の全ての管路は期間によらず維持管理対象外とする。ただし、運転管理業務や保守点検業務、修繕業務等に付随して発生するバルブ開閉作業等は事業者の業務範囲とする。

5) 事業期間終了時の対応

事業期間終了時の対応については、発注者及び事業者が、事業期間終了日の5年前に協議を始め、事業期間終了の3年前を目途に決定するものとする。発注者及び事業者が協議により合意した内容に基づき、引き継ぎ業務の詳細、事業期間終了後の事業者の責任等を定める。

#### 4 対象施設

##### 1) 整備対象施設の概要

##### ア) 高田浄水場

高田浄水場の基本諸元を表 1 に示す。

表 1 高田浄水場の基本諸元

項目	内容
施設名称	高田浄水場
計画一日最大給水量	44,000m <sup>3</sup> /日
公称能力（非常時給水量）	50,000m <sup>3</sup> /日
水源種別	表流水（二級河川酒匂川）
浄水処理方式	（既 設）粉末活性炭＋急速ろ過方式 （再整備）粉末活性炭＋膜ろ過方式
排水処理方式	（既 設）機械脱水方式 （再整備）機械脱水方式

イ) 計画水量

本事業において高田浄水場が処理すべき計画水量は表 2 のとおりとする。

計画平均浄水量は下表の計画一日平均給水量を基準として事業者の提案により設定する。

なお、計画水量は令和 10 年度時点における水需要予測結果に基づくものであり、第 2 期の膜ろ過方式による浄水施設稼働後の運転維持管理業務の開始を事業者提案により令和 10 年度以前とする場合は、当該年度における必要水量を供給できること。

表 2 計画水量

項目	内容	計画一日最大給水量 に対する割合
計画一日最大給水量	44,000m <sup>3</sup> /日 【内訳】 中河原系統：33,500m <sup>3</sup> /日 久野系統：10,500m <sup>3</sup> /日	100%
計画一日平均給水量	40,000m <sup>3</sup> /日 【内訳】 中河原系統：30,500m <sup>3</sup> /日 久野系統：9,500m <sup>3</sup> /日	91%
計画一日最小給水量	35,000m <sup>3</sup> /日 【内訳】 中河原系統：26,700m <sup>3</sup> /日 久野系統：8,300m <sup>3</sup> /日	80%
公称能力 (非常時給水量)	50,000m <sup>3</sup> /日 【内訳】 中河原系統：30,500m <sup>3</sup> /日 久野系統：19,500m <sup>3</sup> /日 (久野系統には小峰系統への 送水量 10,000m <sup>3</sup> /日を含む)	114%
計画浄水量及び施設能力	浄水ロス等を考慮したうえで、提案による。なお、計画浄水量は計画一日最大給水量、施設能力は非常時給水量に対応した水量とする。	
水利権水量 (参考)	120,000m <sup>3</sup> /日 ※二級河川酒匂川表流水 ※神奈川県内広域水道企業団が水利占用の許可を受け、本市は上記水量の取水権利を有している。	

## 2) 整備内容

設計及び建設業務の対象施設は高田浄水場であり、整備対象施設を表 3 に示す。

既存施設のうち、建設業務完了後も継続して利用する施設は、表 4 に示すとおりであり、一部の施設は本事業において改修等を行う。

本事業で撤去する既存施設は、表 5 に示すとおりである。既存杭は整備対象施設の建設に支障となる範囲を引抜撤去することを基本とする。

表 3 整備対象施設

No	施設名	概要
1	着水井	原水を受ける着水井を設置する。
2	浄水施設	浄水処理に必要な施設を設置する。浄水処理を行ううえで必要となる膜ろ過施設以外の施設（前処理施設、後処理施設等）を含む。
3	排水処理施設	浄水施設で発生する排水及び排泥を貯留・濃縮するための施設を設置する。脱水方式は機械脱水方式とし、脱水施設は既存施設を継続利用する。
4	浄水池	浄水の貯留及び送水調整を行うための浄水池を設置する。送水ポンプ棟に隣接して配置する。
5	薬品注入設備	浄水処理及び排水処理に必要な薬品注入設備を設置する。
6	送水ポンプ設備	浄水池から中河原配水池及び久野配水池に送水するための送水ポンプ設備を設置する。
7	電気計装設備	受変電設備、動力設備、自家用発電設備、計装設備、中央監視設備、太陽光発電設備を設置する（場内電線路含む）。
8	場内配管	施設間の連絡管、浄水場敷地内における導水管（既設導水管分岐部から着水井まで）、浄水場敷地内における送水管（浄水池～既設送水管接続部まで）等を設置する。
9	管理棟	浄水場等の運転維持管理及び見学等の業務対応の機能を有する建屋を設置する。膜ろ過棟又は送水ポンプ棟（受変電設備及び自家用発電設備等を収容する建屋を別棟とした場合も含む）との合棟とすることを可とする。
10	膜ろ過棟	膜ろ過設備等を収容する建屋を設置する。新たに整備する管理棟又は送水ポンプ棟（受変電設備及び自家用発電設備等を収容する建屋を別棟とした場合も含む）との合棟とすることを可とする。
11	送水ポンプ棟	送水ポンプ設備、受変電設備、自家用発電設備等を収容する建屋を設置する。浄水池に隣接して配置する。受変電設備及び自家用発電設備等を収容する建屋を別棟（管理棟又は膜ろ過棟との合棟を含む）とすることを可とする。
12	応急給水施設	災害時の応急給水スペース、応援者受入スペースを整備し、給水車への応急給水設備を設置する。
13	場内整備	外構施設、給排水施設及び I T V 設備等を設置する。

表 4 継続利用施設

No	施設名	説明	改修整備・利用方針
1	新1号沈でん池	急速混和池、フロック形成池、沈でん池の各水槽	構造物本体は継続利用とし、施設フロー及び活用方法は事業者の提案による。また、水面開口部に覆蓋を設置する。
2	薬注棟	粉末活性炭注入設備、次亜注入設備、苛性ソーダ注入設備、高塩基度 PAC 注入設備、希硫酸注入設備が設置されている建屋及び薬注設備の一部	建屋は継続利用とする。薬注設備は本事業で更新・撤去することを基本とする。なお、薬品貯蔵槽及び粉末活性炭注入設備は、事業者の責において継続利用することを妨げないが、運転維持管理業務における修繕等の対応は、整備対象施設と同等に扱うものとする。
3	汚泥処理脱水機室	旧脱水機設備及びこれが設置されている建屋	膜ろ過方式への切替えまで継続利用とする。ただし、事業者の負担にて継続使用することは妨げない。
4	脱水機棟	脱水機設備及びこれが設置されている建屋	継続利用とする。
5	既設管理棟	中央監視設備等が収容されている建屋	基本的に本事業では使用しないが、事業者提案による既設設備の利用方針によって継続利用する場合、その範囲については本事業において必要な改修整備を行う。なお、運転維持管理業務の第1期において、執務室等は継続して本市も使用する。
6	排水溜	浄水場排水及び雨水排水を一時的に貯留し、場外へ放流するための水量調整及びポンプ井機能を有する水槽	継続利用とする。機能上、必要となる設備は本事業で更新する。
7	上下水道局庁舎	上下水道局職員の執務室や料金センターが所在する建屋	継続利用とする。事業範囲外であるが、配電の対象とする。

表 5 撤去対象施設

No	施設名	撤去範囲
1	着水井	<p>躯体、設備類等を撤去する。基礎杭は整備対象施設の建設に支障となる範囲を引抜撤去し、残置する場合は現況地盤面から-1.5m までを部分的に撤去する。</p>
2	旧 1 号沈でん池	
3	2 号沈でん池	
4	急速ろ過池	
5	塩素混和池	
6	浄水池	
7	ポンプ井	
8	ポンプ室	
9	高架水槽	
10	排水池	
11	排泥池	
12	汚泥調整池	
13	公用車車庫棟	
14	旧薬品タンク基礎	
15	変電所	<p>基礎版、設備類等を撤去する。基礎杭は整備対象施設の建設に支障となる範囲を引抜撤去し、残置する場合は現況地盤面から-1.5m までを部分的に撤去する。</p>
16	緊急汚泥調整池	<p>構造物、付帯設備類等を撤去する。</p>
17	資材置場兼作業室	<p>躯体、設備類等を撤去する。</p>
18	浄水場車庫	
19	量水器等保管倉庫	
20	場内配管	<p>撤去対象施設に接続し、機能上不要となる連絡管を撤去する。撤去困難な範囲は充填処理等の必要な処置を講ずる。付帯する弁類、弁室及び設備類等を含む。</p>
21	場内配線	<p>撤去対象施設に接続し、機能上不要となる配線、電路、ハンドホール等を撤去する。</p>
22	その他施設	<p>整備対象施設の建設に伴い支障となる又は建設業務完了後に不要となる外構施設等のその他施設を撤去する。なお、浄水場の機能上、必要なものについては代替施設の整備等を行う。</p>

### 3) 整備対象施設の立地条件等

#### ア) 工事区域及び運転維持管理区域

工事区域は別紙5に示す範囲のうち、工事期間における仮設施設の設置場所や資機材の置き場を含めた事業者が必要とする部分とする（一部区域外の場合内配管も含む）。ただし、別紙5に示す範囲で工事区域が不足する場合は、必要な用地を事業者の責任において調達する。用地の調達に際しては、本市と事業者の両方で協力して交渉する。また、運転維持管理区域は、別紙5に示す範囲のうち、要求水準書に示す運転維持管理業務を履行するために必要な部分とする。なお、これらの用地は本市の許可を得て無償で使用できる。

#### イ) 工事区域内における留意点

工事区域には利用中の構造物や配管等が埋設されている。また、高田浄水場が有する能力を確保しながらの工事となるため、工事の内容と手順については、本市と十分に協議し、既存施設の運転に支障を与えないものとする。

なお、工事期間中に現敷地内と同等数の車両駐車台数（駐車場及び車庫棟）を確保するものとする（詳細は要求水準書に記載する）。

#### ウ) 立地条件

高田浄水場の立地条件は表6に示すとおりである。

表 6 高田浄水場の立地条件

項目	高田浄水場
住所	小田原市高田 401
敷地面積	54,170.27 m <sup>2</sup>
都市計画区域	区域内
市街化調整区域	—
用途地域	工業専用地域
防火地域	指定無し
その他の地区指定	建築基準法第 22 条区域、第 5 種高度地区
建ぺい率	60%
容積率	200%
騒音	規制有り(神奈川県生活環境の保全等に関する条例)
振動	規制有り(神奈川県生活環境の保全等に関する条例)
悪臭	規制有り(悪臭防止法、神奈川県生活環境の保全等に関する条例、悪臭規制区域の指定及び規制基準の設定(平成 15 年 8 月 1 日小田原市告示第 69 号))
水質汚濁防止	特定施設(水道施設)
排水	汚水: 小田原市公共下水道 その他: 関口川へ放流

その他の規制	景観計画区域（一部、景観計画重点区域）
開発行為	該当無し

#### 4) 運転維持管理対象施設

本事業の運転維持管理対象施設は表 7 に示すとおりとする。

表 7 運転維持管理対象施設

施設名		住所
1. 高田浄水場	整備対象施設	小田原市高田 401
	継続利用施設	
2-1. 場外施設 中河原配水系統	飯泉取水ポンプ所	小田原市飯泉 884
	中河原配水池	小田原市上曾我 930
	下曾我加圧ポンプ所	小田原市曾我谷津 338
2-2. 場外施設 久野配水系統	久野配水池	小田原市久野 795
	新久野配水池	小田原市府川 280-2
	諏訪原配水池	小田原市久野 3664
2-3. 場外施設 小峰配水系統	第一水源地	小田原市清水新田 232
	中曾根補助水源地	小田原市中曾根 405
	第二水源地	小田原市蓮正寺 704
	小峰配水池	小田原市城山三丁目 818-6
	水之尾配水池	小田原市水之尾 35-15
	城南減圧水槽	小田原市十字四丁目 1065-9
	板橋加圧ポンプ所	小田原市板橋 563-12
2-4. 場外施設 片浦配水系統	石橋水源地	小田原市石橋 309-3
	米神水源地	小田原市米神 384-2
	根府川第一水源地	小田原市根府川 671-66
	根府川第二水源地	小田原市根府川 655-55
	根府川第三水源地	小田原市根府川 489-1
	根府川第一浄水場	小田原市根府川 660-60
	根府川第二浄水場	小田原市根府川 588-87
	石橋配水池	小田原市石橋 529-1
	米神配水池	小田原市米神 526-2
	根府川高区配水池	小田原市根府川 588-23
	根府川低区配水池	小田原市根府川 524-16
	江之浦配水池	小田原市江之浦 429-3
	根府川加圧ポンプ所	小田原市根府川 609-13

## 5 応募者の構成及び事業スキーム

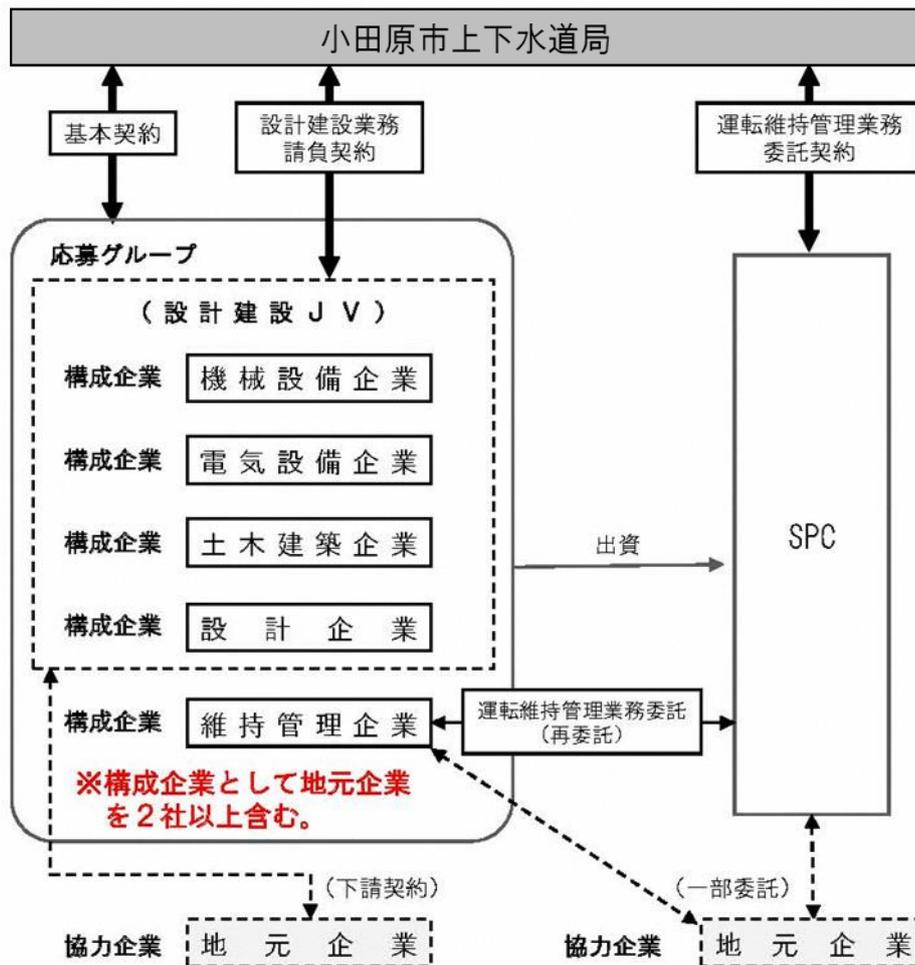
### 1) 応募者の構成等

- ア) 応募者は、複数の企業等により構成されるグループ（以下、「応募グループ」という。）とする。応募者を構成する企業を「構成企業」とする。また、構成企業より業務を請負もしくは受託する企業を「協力企業」という。
- イ) 応募者は、設計企業、土木建築企業、機械設備企業、電気設備企業、維持管理企業とする。なお、各企業に必要な資格要件は「6 応募者の備えるべき応募資格」による。
- ① 各工種における構成企業の企業数の上限は設けない。
  - ② 一応募グループの構成企業及び協力企業は他の応募グループの構成企業及び協力企業となることはできない。また、中小企業等協同組合法に基づく事業協同組合が応募グループの構成企業及び協力企業となる場合は、その組合員の企業は他の応募グループの構成企業及び協力企業となることはできない。なお、事業契約締結後において、選定されなかった応募グループのうち、構成企業は本事業に携わることはできないが、協力企業はこの限りではない。
  - ③ 応募グループは、構成企業として小田原市内に本社又は本店を有する企業（以下、「地元企業」という。）を2社以上含むものとする。
  - ④ 応募グループは、参加表明書及びプロポーザル参加資格確認申請書の提出時に代表企業及びその他の構成企業の企業名及び携わる業務について明らかにするものとする。また、代表企業と各構成企業との間で業務等の分担又は出資に関する協定を締結していること。なお、構成企業となる地元企業が担う業務は、設計建設業務請負代金の10%以上とする。
  - ⑤ 応募グループは、本事業の一部を協力企業に発注する場合は、可能な限り地元企業を活用すること。なお、提案書提出時に地元企業への事業費配分額（予定額）について記載すること。
- ウ) 応募グループは構成員を代表する企業1社（以下、「代表企業」という。）を定め、代表企業がプロポーザル参加資格の申請及び応募手続きを行う。なお、代表企業は、設計建設の事業期間を通じて本事業に専任し、設計から建設に至る工事業務全体を総合的に調整・管理する統括責任者を配置する。運転維持管理業務期間の統括責任者は特別目的会社（SPC）から1名配置する。
- ① 代表企業の変更は、原則として認めない。
  - ② プロポーザル参加資格確認のための申請書類の提出後、参加の意思を表明した応募グループの構成企業の変更は、原則として認めない。ただし、やむを得ない理由があると認められた場合、かつ、提案書類の提出前に限り、構成企業の変更を認めるものとする。
- エ) 構成企業は、「11.1) 特別目的会社（SPC）の設立」に定めるSPC（Special Purpose Company）に出資し、必ずSPCの構成企業となるものとする。
- オ) 本施設の設計及び工事を行う企業は、本施設の設計及び工事を行う目的で共同事業体（以下、「設計建設JV」という。）を結成するものとする。なお、設計建設JVの組成方法は応募グループの提案とする。

カ) 統括責任者は、発注者との統括的な連絡窓口となるが、設計建設期間における事業進捗に応じて、発注者の承諾を得た上で、主な連絡窓口を別に定めてもよい。

2) 事業スキーム例

本事業で想定する事業スキーム（例）を次図に示す。これを参考として、かつ1)に示す要件の範囲で本事業に効果的な事業スキームを構成すること。



※ 構成企業から応募グループ及び設計建設JVの代表企業を1社選定するものとする。

※ 設計建設JVの組成方法は事業者の提案とする。

## 6 応募者の備えるべき応募資格

### 1) 応募者の応募資格要件（共通）

- ア) 小田原市契約規則（昭和 39 年規則第 22 号）第 5 条の規定に該当する者であること。
- イ) 本事業に係る応募資格審査書類の提出期限の最終日（以下、「応募資格要件確認基準日」という。）から基本協定締結日までの間において、法令等に基づく営業停止等の措置を受けていないこと。
- ウ) 本事業に係る応募資格要件確認基準日から基本協定締結日までの間において、小田原市工事等入札参加資格者の指名停止措置要領に基づく指名停止処分、及び神奈川県からの指名停止処分を受けていないこと。
- エ) 本事業に係る営業種目において、令和 3・4 年度の小田原市競争入札参加資格者名簿（以下、「資格者名簿」という。）に登録されているものであること。ただし、資格者名簿に未だ登録されていないが、参加表明書を提出した時点で、該当する営業種目において現に申し込み中であり、最優秀提案者を選定する期日までに登録が完了する場合は例外とする。
- オ) 直近 1 年間に国税及び地方税を滞納していないこと。
- カ) 会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定がなされ、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く）、民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定がなされ、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く）、破産法に基づく破産手続開始の申立てがなされている者又は会社法に基づく特別清算開始の申立てがなされている者、手形交換所による取引停止処分を受けている者、若しくはその他の経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。

### 2) 設計企業に必要な資格要件

設計企業は次のア) からカ) までの要件をすべて満たす者でなければならない。

- ア) 建設コンサルタント登録規定（昭和 52 年建設省告示第 717 号）第 2 条の規定に基づく登録（登録部門は「上水道及び工業用水道」に限る）を受けているものであること。
- イ) 建築士法第 23 条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。
- ウ) 本市の資格者名簿において「コンサル」のうち「上水道及び工業用水道」に登録されていること。
- エ) 次の要件を満たす者を管理技術者、照査技術者及び担当技術者として配置できること。  
なお、管理技術者、照査技術者及び担当技術者の兼務は認めない。
  - ① 管理技術者、担当技術者にあつては、技術士法による第 2 次試験のうち、技術部門を「上下水道部門」（選択科目を「上水道及び工業用水道」に限る）とするものに合格し、同法による登録を受けている者であること。
  - ② 照査技術者にあつては、技術士法による第 2 次試験のうち、技術部門を「総合技術監理部門」（選択科目を「上下水道－上水道及び工業用水道」に限る）とするものに合格し、同法による登録を受けている者であること。

- ③ 応募者と、本事業に係る応募資格審査書類の受付を行う日から起算して3ヶ月以上前から直接的な雇用関係にあること。
- オ) 上記エ) に掲げる者のほか、本業務を行うにあたって必要な人員及び資機材等を確保することができること。
- カ) 国内において、地方公共団体等<sup>※1</sup>が発注する水道事業における浄水場（公称能力5,000m<sup>3</sup>/日以上の上流水を原水とする膜ろ過方式）の詳細設計業務の完了実績があること。

※1 企業団、企業庁、事務組合、簡易水道、専用水道等を含む

### 3) 土木建築企業に必要な資格要件

土木建築企業は、単独企業の場合は次のア) からカ) までの要件をすべて満たす者でなければならない。なお、土木建築企業を複数の企業で構成する場合、カ) の要件については、少なくとも1社がその要件を満たせばよい。

- ア) 建設業法第3条第1項の規定により、土木一式工事、建築一式工事及び水道施設工事について特定建設業の許可を受けていること。
- イ) 本市の資格者名簿の「工事」のうち「土木一式」、「建築一式」及び「水道施設」に登録されていること。
- ウ) 土木一式工事、建築一式工事は、次の要件を満たす主任技術者又は監理技術者を本事業現場に専任で配置できることとし、水道施設工事については、次の要件を満たす企業が実施するものとする。なお、応募者と、本事業に係る応募資格審査書類の受付を行う日から起算して3ヶ月以上前から直接的な雇用関係にあること。ただし、契約開始時に契約日の3ヶ月以上前から直接的な雇用関係にある者を新たに専任で配置することは可能とする。また、土木一式工事、建築一式工事の主任技術者又は監理技術者は、兼任することができる。

なお、事業契約締結後から土木一式工事、建築一式工事及び水道施設工事の施工開始前までの専任は求めない。

#### 【土木一式工事】

- ① 1級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有すること。

\*同等以上の資格を有する者とは、次の者をいう。

- a 1級建設機械施工技士
- b 建設業法第15条第2号ロ又はハに該当する者
- c 技術士法による第2次試験のうち、技術部門を「建設部門」、「農業部門」（選択科目を「農業土木」に限る）「森林部門」（選択科目を「森林土木」に限る）「水産部門」（選択科目を「水産土木」に限る）又は総合技術監理部門（選択科目を「建設部門」、「農業土木」、「森林土木」、「水産土木」に限る。）とするものに合格し、同法による登録を受けている者。

- ② 監理技術者にあつては、「監理技術者資格者証（土木工事）」及び「監理技術者講習修了証」を有すること。

### 【建築一式工事】

① 1 級建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有すること。

＊同等以上の資格を有する者とは、次の者をいう。

a 建築士法による 1 級建築士の資格を有し、同法による登録を受けている者

b 建設業法第 15 条第 2 号ロ又はハに該当する者

② 監理技術者にあつては、「監理技術者資格者証（建築工事）」及び「監理技術者講習修了証」を有すること。

### 【水道施設工事】

水道施設工事のうち配管工事は、有資格者（(公社)日本水道協会の「配水管工技能講習会（講習会大口径管）」若しくは（一社）日本ダクタイル鉄管協会の「継手接合研修会（耐震管（呼び径 500 以上）」の受講を修了している技術者）を雇用している構成企業又は協力企業が施工を行うこと。

- エ) 本事業の施工にあたって、上記ウ) に掲げる者のほか、建設業法第 26 条に規定する技術者及び現場代理人等必要な人員を配置できること。
- オ) 建設業法第 27 条の 23 に規定する経営事項審査について、応募資格審査書類の受付を行う日から起算して 1 年 7 ヶ月以内に受審していること。また、総合評定通知書の総合評定値（P 点）が土木一式工事、建築一式工事について 1,200 点以上、水道施設工事について 1,100 点以上であること。
- カ) 国内において、地方公共団体等が発注する水道事業における浄水場（公称能力 5,000m<sup>3</sup>/日以上の上流水を原水とする膜ろ過方式又は急速ろ過方式）の建設工事の元請としての完成実績があること。

#### 4) 機械設備企業に必要な資格要件

機械設備企業は、単独企業の場合は次のア) からカ) までの要件をすべて満たす者でなければならない。なお、機械設備企業を複数の企業で構成する場合、カ) の要件については、少なくとも 1 社がその要件を満たせばよい。

- ア) 建設業法第 3 条第 1 項の規定により、機械器具設置工事及び水道施設工事について特定建設業の許可を受けていること。
- イ) 本市の資格者名簿の「工事」のうち「機械器具設置」及び「水道施設」に登録されていること。
- ウ) 「監理技術者資格者証（機械器具設置工事又は水道施設工事）」及び「監理技術者講習修了証」を有する者を本事業現場に専任で配置できること。なお、応募者と、本事業に係る応募資格審査書類の受付を行う日から起算して 3 ヶ月以上前から直接的な雇用関係にあること。ただし、契約開始時に契約日の 3 ヶ月以上前から直接的な雇用関係にある者を新たに専任で配置することは可能とする。

なお、事業契約締結後から機械器具設置工事及び水道施設工事の施工開始前までの専任は求めない。

- エ) 本事業の施工にあたって、上記ウ) に掲げる者のほか、建設業法第 26 条に規定する技術者及び現場代理人等必要な人員を配置できること。
- オ) 建設業法第 27 条の 23 に規定する経営事項審査について、応募資格審査書類の受付を行う日から起算して1年7ヶ月以内に受審していること。また、総合評定通知書の総合評定値（P点）が機械器具設置工事及び水道施設工事について 1,100 点以上であること。
- カ) 国内において、地方公共団体等が発注する水道事業における浄水場（公称能力 5,000m<sup>3</sup>/日以上を表流水を原水とする膜ろ過方式）の機械器具設置工事の完成実績があること。

#### 5) 電気設備企業に必要な資格要件

電気設備企業は、単独企業の場合は次のア) からカ) までの要件をすべて満たす者でなければならない。なお、電気設備企業を複数の企業で構成する場合、カ) の要件については、少なくとも1社がその要件を満たせばよい。

- ア) 建設業法第 3 条第 1 項の規定により、電気工事について特定建設業の許可を受けていること。
- イ) 本市の資格者名簿の「工事」のうち「電気」に登録されていること。
- ウ) 「監理技術者資格者証（電気工事）」及び「監理技術者講習修了証」を有する者を本事業現場に専任で配置できること。なお、応募者と、本事業に係る応募資格審査書類の受付を行う日から起算して3ヶ月以上前から直接的な雇用関係にあること。ただし、契約開始時に契約日の3ヶ月以上前から直接的な雇用関係にある者を新たに専任で配置することは可能とする。また、機械設備企業が電気設備企業を兼ねる場合、機械器具設置工事及び電気工事の主任技術者又は監理技術者は、兼任することができる。  
なお、事業契約締結後から電気工事の施工開始前までの専任は求めない。
- エ) 本事業の施工にあたって、上記ウ) に掲げる者のほか、建設業法第 26 条に規定する技術者及び現場代理人等必要な人員を配置できること。
- オ) 建設業法第 27 条の 23 に規定する経営事項審査について、応募資格審査書類の受付を行う日から起算して1年7ヶ月以内に受審していること。また、総合評定通知書の総合評定値（P点）が電気工事について 1,100 点以上であること。
- カ) 国内において、地方公共団体等が発注する水道事業における浄水場（公称能力 5,000m<sup>3</sup>/日以上を表流水を原水とする膜ろ過方式又は急速ろ過方式）の電気工事（中央監視・計装設備を含む一式）の完成実績があること。

#### 6) 維持管理企業

維持管理企業は、単独企業の場合は次のア) からウ) までの要件をすべて満たす者でなければならない。なお、維持管理企業を複数の企業で構成する場合、イ) 及びウ) の要件については、少なくとも1社がその要件を満たせばよい。

- ア) 本市の資格者名簿の「一般委託」に登録されていること。

- イ) 国内において、地方公共団体等が発注する水道事業における浄水場（公称能力 5,000m<sup>3</sup>/日以上の上流水を原水とする膜ろ過方式又は急速ろ過方式）で 24 時間連続して運転監視する運転管理業務の完了実績があること。
- ウ) 水道技術管理者（水道法第 19 条に定めるものをいう。）の資格を有する者を受託水道業務技術管理者として SPC に配置できること。

7) 地元企業に必要な資格要件

構成企業として応募グループに参加する地元企業は次のア) からカ) までの要件をすべて満たす者でなければならない。

- ア) 設計企業となる場合は、6 応募者の備えるべき応募資格 2) の要件をすべて満たす者であること。
- イ) 土木建築企業、機械設備企業、電気設備企業の構成企業となる場合は、建設業法第 3 条第 1 項の規定により、担当する工事の特定建設業の許可を受けていること。
- ウ) 本市の資格者名簿の「工事」のうち担当する工種に登録されており、建設業法第 27 条の 23 に規定する経営事項審査において、担当する工種の総合評定値が下表の点数以上であること。

土木建築企業			機械設備企業	電気設備企業
土木一式工事	建築一式工事	水道施設工事	機械器具設置工事 及び水道施設工事	電気工事
740	740	700	700	740

維持管理企業の構成企業となる場合は、本市の資格者名簿の「一般委託」に登録されていること。

- エ) 国家資格等を有する主任技術者又は監理技術者を配置すること。なお、応募者と、本事業に係る応募資格審査書類の受付を行う日から起算して 3 ヶ月以上前から直接的な雇用関係にあること。ただし、契約開始時に契約日の 3 ヶ月以上前から直接的な雇用関係にある者を新たに専任で配置することは可能とする。なお、専任が必要となる工事の場合であっても事業契約締結後から分担する工事の施工開始前の期間及び施工完了以降の期間の専任は求めない。
- オ) 土木建築企業、機械設備企業、電気設備企業の構成企業となる場合は、募集要項の公表日現在、本市内に建設業法第 3 条の規定による建設業の許可に基づく主たる営業所（本社・本店に限る）を有すること。
- カ) 設計企業、維持管理企業の構成企業となる場合は、募集要項の公表日現在、本市内に本社又は本店を有すること。

8) 応募者の制限

以下のいずれかに該当する者は、構成企業及び協力企業なることはできない。

- ア) 高田浄水場再整備事業推進委員会（以下、「推進委員会」という。）の委員と資本金又は

人事面において関連がある者。

- イ) 本事業のアドバイザー業務に関わっている者と資本面又は人事面において関連がある者。「資本面において密接な関連のある者」とは、当該企業の発行済株式総数の100分の20を超える議決権を有し又はその出資の総額の100分の20を超える出資をしている者をいい、「人事面において密接な関連のある者」とは、当該企業の役員を兼ねている場合をいう。

なお、本事業のアドバイザー業務に関わっている者は以下のとおりである。

- ・株式会社 NJS（本社所在地：東京都港区芝浦 1-1-1）
- ・岩本法律事務所

9) 応募者が資格要件を喪失した場合の取扱い

応募者の代表企業及び構成企業が、応募資格要件確認基準日の翌日から事業者決定日までの間、「6. 1) 応募者の備えるべき応募資格」に記載されている資格要件を喪失した場合は、以下の取扱いとする。

ア) 代表企業が資格要件を喪失した場合

代表企業が資格要件を喪失した場合、当該応募者を失格とする。

イ) 構成企業が資格要件を喪失した場合

代表企業以外の構成企業が資格要件を喪失した場合、当該資格要件を喪失した構成企業を除外し、当該構成企業が請負、又は受託する予定であった業務について、新たに本市へ応募資格審査書類を提出し、応募資格の確認を受けたうえで、構成企業の役割分担の変更、又は構成企業の追加を認める。

## 7 事業者の募集及び選定の手順及び日程

本事業に係る事業者の募集及び選定にあたっては、次の手順及び日程で行うことを予定している（日程は都合により変更する場合がある）。

実施事項	日 程
実施方針の公表	令和3年3月1日
現地見学会の実施	令和3年3月26日
実施方針に関する質問及び意見等の受付	実施方針の公表日から 令和3年4月9日まで
実施方針に関する質問及び意見等への回答公表	令和3年5月10日
プロポーザルの告示（募集要項、要求水準書、事業者選定基準、様式集、基本協定書（案）、基本契約書（案）、設計建設業務請負契約書（案）及び運転維持管理業務委託契約書（案）（以下「募集要項等」という。）の公表）	令和3年6月11日
募集要項等に関する説明会	令和3年6月29日
募集要項等に関する質問の受付	募集要項等の公表日から 令和3年7月16日まで
募集要項等に関する質問への回答公表	令和3年9月3日
参加表明書等の受付締切	募集要項等の公表日から 令和3年9月17日まで
参加資格確認結果の通知	令和3年10月19日
現地調査の実施	令和3年9月29日から 令和3年10月27日まで
技術対話の実施	令和3年11月16日
提案書類の受付	令和4年1月24日から 令和4年1月28日まで
プレゼンテーションの実施及び参加者へのヒアリング	令和4年3月頃
事業者の選定	令和4年3月頃
基本協定の締結	令和4年4月頃
事業契約の締結	令和4年6月頃

## 8 プロポーザル応募に関する留意事項

### 1) 募集要項の承諾

応募者は提案書類の提出をもって、募集要項及びその他資料の記載内容を承諾したものとみなす。

### 2) 費用負担

プロポーザル応募に際し、応募に係る費用は、すべて応募者の負担とする。

3) プロポーザル応募において使用する言語・通貨単位及び時刻

プロポーザル応募において使用する言語は日本語、単位は計量法に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。

4) 著作権

応募者の提出書類に含まれる著作物の著作権は、応募者に帰属する。

ただし、本市が必要と認める時には、事業提案の全部又は一部を無償で使用できるものとする。また、事業者に決定した者以外の応募者提案については、本事業の公表以外には原則的に使用しない。

なお、本市に提出された資料は、本市情報公開条例に基づき、公開することができる。ただし、その範囲は応募者へ事前に確認する。

5) 募集要項の承諾

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利となっている材料、工法、維持管理方法等を使用したことに起因する責任は、提案を行った応募者が負う。

6) 提出書類の取扱い

応募者から提出を受けた書類は返却しない。

7) 提示資料の取扱い

本市が提示する資料は、プロポーザル応募に係る検討以外の目的で使用することはできないものとする。

8) プロポーザル応募無効に関する事項

以下のいずれかに該当する提案書は、無効とする。

ア) 募集要項に示した応募者の備えるべき応募資格のない者の提出した書類

イ) 事業名及び見積金額のない書類

ウ) 代表企業名、構成企業名及び押印のない又は不明瞭な書類

エ) 事業名に誤りのある書類

オ) 見積金額の記載が不明瞭な書類

カ) 見積金額を訂正した書類

キ) 一つの応募について同一の者が二以上の提案を行った書類

ク) 提案書類の受付期間締切までに本市担当窓口には到達しなかった書類

ケ) 公正な価格を害し、又は不正な利益を得るために明らかに連合したと認められる者の提出した書類

コ) 「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」に違反し、見積金額又はその他の点に関し、明らかに公正な競争を不法に阻害したと認められる者の提出した書類

9) 応募者が1者のみであった場合の取扱い

本事業に対する応募者が1者のみであった場合は、「9 事業者の選定方法」に示す手順に基づき、応募者の審査を行い、優先交渉権者として選定することの可否を決定する。

10) 必要事項の通知

募集要項等に定めるもののほか、プロポーザルにあたっての留意点等、必要な事項が生じた場合には、代表企業に通知する。

## 9 事業者の選定方法

### 1) 応募資格の審査

#### ア) 応募資格審査書類の審査

本市は、本事業の応募者に求めた応募資格審査書類が全て揃っていることを確認し、審査する。

書類不備の場合は失格とする。ただし軽微な書類不備の場合は、この限りではない。

#### イ) 応募資格要件の審査

本市は、応募者が募集要項に記載した応募者が備えるべき応募資格要件を満たしていることを審査する。応募資格要件を1つでも満たしていない場合は失格とする。

#### ウ) 応募資格審査結果の通知

本市は、応募資格審査の結果を応募者の代表企業に通知する。

### 2) 提案書類の確認

本市は、応募者から提出された提案書類が全て揃っていることを確認する。ただし、軽微な書類不備等の場合は、この限りではないが、追加提出を求めるとともに技術評価に反映することもある。

### 3) 提案価格・基礎審査

#### ア) 提案価格審査

本市は、応募者が提出した提案価格が、見積上限価格以内であることを審査する。見積上限価格を超えた場合は失格とする。また、価格が著しく低い提案者については、プレゼンテーション時において価格の妥当性等についてヒアリングを行う。

#### イ) 基礎審査

本市は、提案価格が見積上限価格以内である応募者を対象として、要求水準内容の審査を実施する。提案内容が「要求水準書」に定めた要求水準を満たしているか否かを審査する。要求水準を満たしていない場合は失格とする。

#### ウ) 結果の通知

本市は、提案価格及び基礎審査の結果を、応募者の代表企業へ通知するとともに、プレゼンテーションの日程に応募者に伝える。

### 4) 推進委員会

事業者の選定にあたり、本市は推進委員会を設置する。推進委員会は、提案内容審査における募集要項の事業者選定に関する書類の検討を行うほか、事業者選定における次の5)～9)に示す事項を実施する。

## 5) プレゼンテーションの実施

提案価格の審査及び基礎審査後、応募者ごとにプレゼンテーションを実施し、当該応募者に対し、ヒアリングを行う。

## 6) 提案内容の審査

応募者が提出した提案内容に対して、審査項目及び配点に基づき得点化を実施する。詳細については、告示時に明らかにする。

## 7) 最優秀提案者等の選定

各応募者の総合評価点が最も高い提案を最優秀提案とし、最優秀提案者に選定する。

また、最優秀提案の次に優秀な提案を優秀提案とし、優秀提案者に選定する。ただし、総合評価点が同点の場合は、技術評価点が最も高い提案を最優秀提案として選定する。技術評価点も同点の場合は、技術評価点のうち、特定の項目で評価点が最も高い提案を最優秀提案として選定する。特定の項目は、告示時に明らかにする。

これらも同点の場合は、くじ引きにより最優秀提案者を決定する。

## 8) 優先交渉権者の決定

本市は、推進委員会より選定された最優秀提案者を本事業の優先交渉権者に、優秀提案者を次点交渉権者に決定する。ただし、本事業に対する応募者が1者のみであった場合においても、事業者の選定方法の手順に従い優先交渉権者を決定する。

## 9) 審査結果の通知及び公表

本市は、推進委員会における審査及び選定の結果を取りまとめて、応募者に対して書面に通知するとともに、本市ホームページで公表する。優先交渉権者と次点交渉権者への書面通知には、優先交渉権者であること、次点交渉権者であることを明記する。なお、電話等による問い合わせには応じない。

## 10 契約に関する事項

### 1) 契約の条件

優先交渉権者と本市は、契約の締結に関する基本協定締結に際し、基本協定書（案）の内容について提案書類提出時に未定であったもの以外は変更しないものとし、速やかに合意、契約締結を行う。

本事業に係る令和4年度の水道事業予算において、この契約に係る予算が措置されなかった場合には契約を行わない。この場合、プロポーザル応募に要したすべての費用について本市に請求することができず、応募者の負担となる。

### 2) 契約の解除

優先交渉権者が6. 9)「応募者が資格要件を喪失した場合の取扱い」に該当し、応募資格要件を喪失した場合は、本市は優秀提案者として次点交渉権者に決定した応募者と契約交

渉を行う。ただし、6. 9) イ)「構成企業が資格要件を喪失した場合」において、新たに本市へ応募資格審査書類を提出し、応募資格の確認を受けたうえで、構成企業の役割分担の変更、又は構成企業の追加を本市が認めた場合は、この限りではない。

## 1.1 契約の枠組み

### 1) 特別目的会社（SPC）の設立

優先交渉権者は、運転維持管理業務を実施するため、運転維持管理委託における業務の準備を開始するまでに、運転維持管理業務を実施する事業者である SPC（Special Purpose Company）として、会社法に定める株式会社を設立する。SPC の登記上の本店所在地は、本市とする。応募者の構成企業以外からの出資は認めない。代表企業の株式保有割合は、設立時から事業期間を通じて100分の50を超えるものとする。構成企業の株式保有割合は、自由とする。

なお、SPC の株主が株式を譲渡その他の方法により処分する場合には、事前に本市の承諾を得なければならない。

### 2) 事業契約の締結

本市は、基本協定の規定に基づき事業者と基本契約を締結する。

本市は、基本契約の規定に基づき、施設の工事を行うために結成する設計・建設のJVと本事業にかかる設計建設業務請負契約を締結する。

さらに、本市は、基本契約に基づき、対象施設の運転維持管理に関し、選定された応募者の構成企業と本事業に係る運転維持管理業務委託契約を締結する。ただし、本事業の運転維持管理業務を実施するための SPC が設立された時点で、契約内容を SPC へ引き継がせる。

基本契約、設計建設業務請負契約及び運転維持管理業務委託契約の3つの契約をまとめて、事業契約という。

## 1 2 対価の支払い

### 1) 費用の構成

費用の構成は以下に示すとおりである。

項 目		該当する業務	備 考
設計	調査費	調査業務	
	設計費	基本設計及び詳細設計業務	
		各種申請等の補助業務	
工事	工事費	工事業務	
		各種許認可等の申請業務	
		各種調査業務	
		補助金申請書等作成補助業務	
運転維持管理	運転維持管理費	運転維持管理業務	

### 2) 費用の調達

設計・工事等に要する費用は、本市が調達するものとする。

### 3) 費用の支払方法

設計・工事等に要する費用は、各年度の出来高に応じて支払う。

### 4) 建設工事で予定している財源内訳

#### ア) 財源の構成

建設工事における本市の財源は次のとおりである。

$$\text{『事業費} = \text{自己資金} + \text{企業債} + \text{補助金等』}$$

#### イ) 財源の内訳

事業費から自己資金及び補助金等を除いた残りは全て企業債とする。

### 5) 運転維持管理業務で予定している財源内訳

#### ア) 財源の構成

運転維持管理業務における本市の財源は次のとおりである。

$$\text{『事業費} = \text{自己資金』}$$

### 1.3 本市と事業者の責任分担

#### 1) 基本的な考え方

本事業は、適正にリスクを分担することにより、より低廉で質の高いサービスの提供を目指している。事業者の担当する業務については、事業者が責任をもって遂行し、業務に伴い発生するリスクについてはそれを管理し、発生時の影響についても自ら負担するものとする。ただし、事業者が適切かつ低廉に管理することができないと認められるリスクについては、本市がそのすべて又は一部を負うこととする。

#### 2) 予想されるリスクと責任分担

本事業で予想されるリスクについて、本市と事業者の分担概略を表 8 から表 11 に示す。なお、詳細については、今後公表予定の事業契約書（案）に規定することとし、最終的に事業契約書で明文化する。

表 8 リスク分担表（案） 1/4：共通事項（1）（凡例 ●：主、▲：従）

段階	リスクの種類		No.	リスクの内容	負担者	
					発注者	受注者
共通	入札・契約	入札手続き	1	募集要項、要求水準書等の記載内容の変更、誤記及び提示漏れによるもの	●	
		契約手続き	2	発注者の帰責事由による契約締結の遅延、中止	●	
			3	受注者の帰責事由による契約締結の遅延、中止		●
		終了手続き	4	契約終了手続きに伴う、諸費用の発生及び事業会社の清算手続きに関するもの		●
	制度関連	政治	5	事業予算、債務負担行為、契約締結などの議決に関するもの	●	
			6	事業の中断・変更に関するもの	●	
		法制度	7	本事業に直接の影響を及ぼす法制度・許認可の新設・変更によるもの	●	
			8	上記以外の法制度・許認可の新設・変更によるもの		●
		許認可	9	発注者が取得する許認可等の取得遅延	●	
			10	受注者が取得する許認可等の取得遅延であって、受注者の事由によらないもの	●	
			11	受注者が取得する許認可等の取得遅延であって、受注者の事由によるもの		●
		行政指導	12	受注者の帰責事由による行政指導に伴う事業の変更・遅延に関するもの		●
			13	上記以外の事由による行政指導に伴う事業の変更・遅延に関するもの	●	
		税制変更	14	消費税などの本事業に直接の影響を及ぼす税制度の新設・変更によるもの	●	
			15	法人事業税、法人住民税などの受注者の利益に関する税制度の新設・変更によるもの		●
		社会	第三者賠償	16	受注者の帰責事由による第三者賠償等に関するもの	
	17			上記以外の事由による第三者賠償等に関するもの	●	
	住民対応		18	本事業の実施そのものに関する地元合意形成等に関するもの	●	
			19	受注者が行う業務（調査・設計・工事・運転維持管理）に関する地元合意形成等であって、受注者の帰責事由によらないもの	●	
	環境問題		20	受注者が行う業務（調査・設計・工事・運転維持管理）に関する地元合意形成等であって、受注者の帰責事由によるもの		●
			21	受注者の提案内容、業務に起因する環境問題に関するもの		●
	22	上記以外の事由による環境問題に関するもの	●			
	業務	受注者の発注する業務	23	受注者が発注する契約の管理・内容変更等に関するもの		●
		想定外業務	24	第三者の加害行為（破壊、盗難、強盗、汚損、毒物混入、放火等）により、事業変更・施設運転停止・事業継続が困難となる場合	●	▲※1
	安全	事故災害	25	受注者の帰責事由による事故災害に関するもの		●
			26	上記以外の事由による事故災害に関するもの	●	
		安全確保	27	受注者が行う業務（調査・設計・工事・運転維持管理）における安全性の確保		●
			28	整備施設の不備又は運転維持管理における善管注意義務違反等による見学者の損傷		●
			29	場内既存施設の不備による見学者の損傷	●※2	
	30	場内既存施設のうち、受注者が改造又は改修した範囲の不備による見学者の損傷		●※2		

表 9 リスク分担表（案） 2/4：共通事項（2）（凡例 ●：主、▲：従）

段階	リスクの種類	No.	リスクの内容	負担者		
				発注者	受注者	
共通	労務	教育・研修	31	関連経費及び予備要員の配置又は応援要員の確保		●
		ハラスメント行為	32	受注者の対応不備による賠償請求、企業イメージの低下		●
		不正犯罪	33	受注者の従業員の不誠実行為等による業務停止、契約解除		●
		情報漏洩	34	受注者の従業員による情報の漏洩		●
	35		発注者の帰責事由による受注者の従業員個人情報情報の漏洩	●		
	資金	物価変動	36	本事業に係るインフレ・デフレ（物価変動）に関する費用の増減	●	▲※3
		保険	37	受注者が行う業務（調査・設計・工事・運転維持管理）の各段階のリスクをカバーする保険に関するもの		●
		補助金受給・起債	38	補助金受給の遅延、補助金の削減、受給不能及び起債に関するもの	●	
	変更・中断	計画変更	39	発注者の帰責事由による事業内容・用途の変更に関するもの	●	
		事業の中断	40	発注者の帰責事由による事業の中断に関するもの	●	
			41	受注者の帰責事由による事業の中断に関するもの（受注者の経営破綻又は受注者の提供するサービス水準が一定のレベルを下回った場合）		●
		契約不履行	42	受注者の帰責事由による契約不履行に関するもの（受注者の整備した施設・設備の性能不足、受注者の運転維持管理・運営の不備）		●
			43	上記以外の事由による契約不履行に関するもの	●	
	不可抗力	44	本事業に係る戦争、暴動、天災（風水害、地震、噴火等）他、発注者及び受注者の双方の責めに帰すことのできない事由等	●	▲※3	

※1 受注者の善管注意義務違反や業務不履行等によるもの

※2 汚泥処理脱水機室、脱水機棟、新1号沈でん池土木構造物、薬注棟建築物、既存外構施設を対象

※3 一定の割合を超える費用負担は発注者、それ以外は受注者が負担とし、その割合は設計建設業務請負契約書(案)及び運転維持管理業務委託契約書(案)において定める

表 10 リスク分担表（案） 3/4：調査・設計・工事（凡例 ●：主、▲：従）

段階	リスクの種類	No.	リスクの内容	負担者	
				発注者	受注者
調査・設計	調査	45	発注者が実施した測量・地質調査に関するもの	●	
		46	埋蔵文化財の存在に関するもの	●	
		47	受注者が実施した測量・地質調査に関するもの		●
	設計	48	発注者の帰責事由（提示条件の大幅な変更等）による設計の完了遅延・設計費の増大	●	
		49	受注者の帰責事由（提案の不備、設計の不備、事業者の事由による履行遅れ等）による設計の完了遅延・設計費の増大		●
工事	用地	50	事業用地の確保に関するもの	●	
		51	事業用地以外の建設に要する用地の追加的確保		●
		52	土壌汚染、地中障害物（残置廃棄物、不発弾等）、既存資料（地下埋設物、撤去対象施設等）及び現地で把握あるいは予見が不可能な地下埋設物に関するもの	●	
		53	既存資料及び現地で把握あるいは予見が可能な地下埋設物及び撤去対象施設に関するもの		●
	工事遅延	54	受注者の帰責事由による工事の遅延		●
		55	上記以外の事由による工事の遅延	●	
	工事費増大	56	受注者の帰責事由による工事費の増大		●
		57	上記以外の事由による工事費の増大	●	
	工事監理・工事管理	58	発注者が実施する工事監理に関するもの	●	
		59	受注者が実施する工事監理に関するもの		●
		60	工事の現場管理に関するもの		●
	引渡前損害	61	施設、工事材料又は建設機械器具等について生じた不可抗力による施設の引渡前損害	●	▲※1
		62	上記以外の事由による引渡前損害		●
	施設の契約不適合責任	63	施設の契約不適合が発見された場合（契約不適合責任期間中）		●※2
64		施設の契約不適合が発見された場合（契約不適合責任期間後）	●※2		

※1 一定の割合を超える費用負担は発注者、それ以外は受注者が負担とし、その割合は設計建設業務請負契約書(案)において定める

※2 契約不適合責任期間は設計建設業務請負契約書（案）において定める

表 1 1 リスク分担表 (案) 4/4: 運転維持管理 (凡例 ●: 主、▲: 従)

段階	リスクの種類		No.	リスクの内容	負担者		
					発注者	受注者	
運転維持管理	水量・水質	要求水質・水量の未達成	65	発注者の不適切な指示 (判断) に関するもの	●		
			66	設定した原水水質の超過により、施設の性能上、要求浄水水質を満足できない場合	●		
			67	原水水質の急変 (実績等から予見できないもの) により、施設の処理能力を超えた場合	●		
			68	事業範囲外の管路施設に起因する水量変動、水質異常 (漏水等)	●		
			69	受注者の事由によらない浄水場における原水水量不足 (渴水等)	●		
			70	受注者の帰責事由による要求水質・水量の未達成に関するもの		●	
		原水水質事故	71	原水水質事故等における発注者の情報提供・判断・指示の遅れに関するもの	●		
			72	原水水質事故等における受注者の初動対応 (発注者への連絡・報告、状況調査、緊急処置等) の遅れに関するもの		●	
		施設	施設性能 (整備施設)	73	施設の契約不適合によるもの (契約不適合責任期間中)		●※1
				74	施設の契約不適合によるもの (契約不適合責任期間後)	●※1	
	75			受注者が実施する機器等更新について、受注者の帰責事由により不具合が発生した場合		●	
	施設性能 (場内継続利用施設)		76	既存施設の不具合、劣化、経年化等による性能不足に関するもの	●※2		
			77	受注者の帰責事由による性能不足に関するもの (提案内容に基づく改造や改修、運転維持管理に起因するもの)		●※2	
	施設性能 (場外施設)		78	既存施設の不具合、劣化、経年化等による性能不足に関するもの	●		
			79	受注者の帰責事由による性能不足に関するもの (運転維持管理に起因するもの)		●	
	施設の損傷		80	受注者の帰責事由による施設の損傷に関するもの		●	
			81	上記以外の事由による施設の損傷に関するもの	●		
			通信システムの障害復旧、安全対策	82	発注者が使用するOA機器等、発注者の帰責事由によるもの	●	
	83	受注者が使用するOA機器等、受注者の帰責事由によるもの			●		
	運転維持管理費の増大		84	発注者の事由による事業内容・用途の変更に起因する運転維持管理費の増大	●		
			85	計画水量を超過したことによる運転維持管理費の増大	●		
			86	設定した原水水質の超過により、施設の性能上、要求浄水水質を満足できない場合における運転維持管理費の増大	●		
			87	原水の濁度、色度、臭気の恒常的な水質変化による薬品費の増大	●		
			88	既存施設の劣化、経年化等による運転維持管理費の増大	●		
			89	受注者の帰責事由による運転維持管理費の増大		●	
	業務引継ぎ		90	事業終了時の業務引継ぎの不備		●	
	事業終了時の施設の状況		91	事業終了時の施設状況の要求水準の未達成		●	

※1 契約不適合責任期間は設計建設業務請負契約書 (案) において定める

※2 汚泥処理脱水機室、脱水機棟、新1号沈でん池土木構造物、薬注棟建築物、既存外構施設を対象

## 1.4 事業実施水準の確保

### 1) 対象業務におけるサービスの水準

事業者は、事業期間中に本市が満足する内容のサービスを提供することが求められる。浄水の水質、本事業の対象となる施設に要求する性能及び維持管理に要求するサービスの水準は、今後公表する募集要項等において示すものとする。

### 2) 本市による事業の実施状況のモニタリング

本市は、事業者が提供する業務内容の確認及び事業者の財務状況の把握等を目的にモニタリングを行う。

#### ア) モニタリングの内容

##### ① 設計及び工事段階

本市は、事業者が行う設計業務及び工事業務等が本市の定める要求水準に適合するものであるか確認を行う。

事業者が実施する設計業務及び工事業務等の水準が本市で定める水準を下回ることが判明した場合、本市は業務内容の改善を求める。事業者は本市の改善要求に対し、自らの費用負担により改善措置を講ずるものとする。

詳細なモニタリングの方法及び内容等については、募集要項等において明らかにする。

##### ② 運転維持管理段階

本市は、事業者が行う運転維持管理業務について定期的に確認を行うとともに、事業者の財務状況についても確認する。

事業者の実施する運転維持管理業務の水準が本市で定める水準を下回ることが判明した場合、本市は業務内容の速やかな改善を求めるとともに、運転維持管理業務の未達成の度合いに応じてサービスの対価の減額等を行う。事業者は、本市の改善要求に対し、自らの費用負担により改善措置を講ずるものとする。

また、事業者が提出する財務諸表をもとに本事業を円滑に推進しうる財務状況であるかを確認する。なお、詳細なモニタリングの方法、内容及びサービスの対価の減額基準等については、募集要項等において明らかにする。

#### イ) モニタリング費用の負担

モニタリングに係る費用のうち、本市が実施するモニタリングに係る費用は本市が負担する。事業者自らが実施するセルフモニタリングに係る費用は、事業者の負担とする。

## 1 5 実施方針に関する質問の受付等

### 1) 現地見学会

実施方針に関する説明会は、下記の要領で行う。

日時	令和3年3月26日(金) 午後2時～午後4時
集合場所	高田浄水場 水道局庁舎2階 第2・3会議室
対象施設	高田浄水場
受付期間	実施方針の公表から令和3年3月18日(木)午後5時まで
受付方法	上記受付期間に、電子メールによる申込のみを受け付ける。 なお、電子メール送信後、令和3年3月19日(金)午後5時までに返信がない場合は、速やかに問い合わせ先に連絡すること。
申込書の様式	実施方針(様式1)を用いて、申込書を添付ファイルとして電子メールにて、下記アドレス宛に送信すること。
電子メールの件名	電子メールの件名は【(□□) 高田浄水場再整備事業における現地見学会参加申込】とすること。ただし、『□□』は参加者の企業名とする。
提出先及び電子メール到着確認に関する問い合わせ先	1 5. 3)に記載の担当窓口
注意事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>a. 見学会参加者は、本事業に応募を検討する企業とする。</li> <li>b. 参加人数は、1企業2名までとする。</li> <li>c. 参加申込状況によっては、参加人数の制限及び時刻の変更を行うことがある。</li> <li>d. 本市職員による現地案内を行うが、本見学会では質疑応答の機会を設けない。</li> <li>e. 参加者は安全帽又はヘルメットを着用し、安全に配慮すること。</li> </ul>

## 2) 質問の受付・回答

### ア) 質問の受付

実施方針に関する質問は以下のとおり受け付ける。

受付期間	実施方針の公表から令和3年4月9日（金）午後5時まで
受付方法	上記期間に、電子メールによる送信のみを受け付けるものとし、電話等による問い合わせには応じない。 なお、電子メール送信後、令和3年4月12日（月）午後5時までに返信がない場合は、速やかに問い合わせ先に連絡すること。
質問書の様式	実施方針（様式2）「実施方針に関する質問書」に記入のうえ、添付ファイル（Excel形式）として電子メールにて送信すること。
電子メールの件名	電子メールの件名は【(□□) 高田浄水場再整備事業における実施方針に関する質問】とすること。ただし、『□□』は質問者の企業名とする。
提出先及び電子メール到着確認に関する問い合わせ先	15. 3) に記載の担当窓口
注意事項	a. 質問者は、本事業に応募を検討する企業とする。

### イ) 質問の回答

質問に対する回答については、下記要領にて公表する（電話や窓口等での直接回答は行わない）。

公表日（予定）	令和3年5月10日（月）
公表の方法	小田原市ホームページに質問回答を掲載

3) 問い合わせ、各書類提出先

問合せ等の窓口は、以下のとおりとする。

神奈川県小田原市高田 401

小田原市上下水道局 水道整備課 施設再整備係（担当：中野、小島）

T E L : 0465-41-1225

F A X : 0465-41-1649

電子メール：sui-shisetsu@city.odawara.kanagawa.jp

※電子メールでのお問い合わせについては、宛先に「高田浄水場再整備事業について」と入れてください。

1 6 その他

1) その他詳細については、募集要項等で明らかにする。なお、募集要項等は、本市ホームページにおいて公表する予定である。

2) 公道内における現地確認を行う場合は、近隣住民等の第三者へ迷惑が掛からないように十分配慮すること。万が一、第三者との間でトラブルが生じたとしても、本市はその責を負わない。

実施方針に関する現地見学会参加申込書

小田原市水道事業 小田原市長 守屋 輝彦 様

申 込 者	商号又は名称	
	所在地	
	所属部署	
	担当者名	
	電話	
	Emailアドレス	

「高田浄水場再整備事業」に関する現地見学会に以下のとおり申し込みます。

参加者氏名	所属部署名

※現地見学会の参加者は各社2名までとして下さい。

(注) Microsoft Office Excelのファイル形式で提出してください。

実施方針に関する質問書

提出者情報	商号又は名称		<記載要領> ・質問は1行につき1問とすること。 ・質問数に応じて行を追加して使用すること。 ・行の幅（高さ）は変更してもよい。 ・列の追加・移動、セルの結合は行わないこと。 ・エクセル以外での提出は認めない。 ・ファイル名は「会社名_実施方針に関する質問書」とすること。
	所属部署		
	担当者名		
	電話		
	Emailアドレス		

見出し符号						項目名	内容
No	頁	章	節	項目			
記入例	2	1	2)	ア)	①	2) 整備内容について	△△について◎◎という理解で宜しいでしょうか。
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							